

公募公告（案）

1. 公募概要等

(1) 件名

宮崎大学船塚キャンパスの土地貸付について

(2) 概要

国立大学法人宮崎大学（以下、「本学」という。）は、本学所有地の有効活用及び本学の財政基盤等の強化を目的に、国立大学法人法第34条の2に規定される土地等の貸付けに係る制度を利用し本学船塚キャンパスのうち敷地北側において土地の貸付けを計画しており、本件は当該土地の貸付け相手方を公募するものである。（以下、「本事業」という。）

(3) 貸付不動産の表示

宮崎市船塚1丁目1の一部 約10,700 m²（参考資料1）

(4) 貸付期間

契約締結後25年間とする。

(5) 貸付契約の方式

借地借家法（平成3年法律第九十号）第二十三条に基づく事業用定期借地権の設定契約（以下「事業用定期借地権設定契約」という。）によるものとする。

2. 参加資格

応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（「応募グループ」という。）とし、応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）のいずれも次の各号のすべての要件を満たしていること。

なお、構成員のいずれかがほかの応募者の構成員として重複参加することは認められない。

(1) 国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しないものであること。

(2) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てをしていない者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをしていない者であること。

(3) 参加資格確認申請書等の提出期限から事業者を決定するまでの期間に文部科学省又は本学から指名停止を受けていない者であること。

(4) その他以下のとおり

① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は視点若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴対法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に

損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- ⑥ 暴力団又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- ⑦ 定期借地権による事業の実績があること。もしくはP F IまたはP P P等を活用した官民連携事業の実績があること。

3. 本事業の担当部署及び諸手続き

(1) 担当部署

〒889-2192 宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地
国立大学法人宮崎大学施設環境部企画管理課●●●●●●
T E L : 0985-●●-●●●● F A X : 0985-●●-●●●●●●

(2) 公募要領等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和●●年●月●●日(●)から令和●●年●月●●日(●)まで(ただし、最終日は午後13時まで。)

② 交付方法

電子メールにより交付する。

公募要領等を希望する者は、下記の申し込み先(担当部局電子メールアドレス)に会社名、担当者名及び連絡先(会社住所、電話番号、メールアドレス)を明記し、申し込むこと。受信確認後、申込者にデータのダウンロード用URLを記したメールを返信する。

申し込み先：●●●● @of.miyazaki-u.ac.jp

なお、公募要領等を申し込む際の電子メールの件名は、
【要領等申込】「宮崎大学船塚キャンパス公募」(会社名称)
とすること。

(3) 参加資格確認申請書等の提出期限及び提出場所等

- ① 提出期限 令和●●年●月●●日(●)13時まで。
- ② 提出場所 上記(1)に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送すること。

④ 確認結果 令和●●年●月●●日（●）までに書面により通知予定。

4. 選定方法等

(1) 選定方法

船塚キャンパス土地有効活用委員会において、提出された書類をもとに書類選考を行い、企画提案者によるプレゼンテーションを審査のうえ、各委員の評価点を合計して最も高い得点の者を優先交渉権者として選定する。なお、プレゼンテーションの開催日時等の詳細については企画提案書等提出以降、書面により各企画提案者に通知する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

令和●●年●月●●日（●）までにすべての提案者に選定結果を通知する。

5. その他

・契約書等作成の要否 要

優先交渉権者と「基本合意」、事業者決定後に「事業用定期借地権設定契約」を締結します。

・その他詳細については、公募要領及び審査基準のとおり

以上、公告します。

令和●●年●月●●日（●）

国立大学法人宮崎大学 契約担当役 理事 ●● ●●

公募要領（案）

1. 件名

宮崎大学船塚キャンパスの土地貸付について

2. 概要

(1)事業概要

国立大学法人宮崎大学（以下、「本学」という。）は、本学所有地の有効活用及び本学の財政基盤等の強化を目的に、国立大学法人法第34条の2に規定される土地等の貸付に係る制度を利用し本学船塚キャンパスのうち敷地北側において土地の貸付を計画しており、本件は当該土地（以下、「本事業敷地」という。）の貸付相手方を公募するものである。（以下、「本事業」という。）

(2)事業敷地の概要

本事業敷地は下表のとおりであり、配置図を参考資料1に示す。

所在地	宮崎県宮崎市船塚1丁目1番地
敷地面積	約10,700 m ²
用途地域	第二種中高層住居専用地域
指定容積率	200%
指定建ぺい率	60%
主な地域地区等	埋蔵文化財包蔵地 宮崎市緑のまちづくり条例
現有施設等 (数量は参考数量)	便所・倉庫 平成20年S造1階 30 m ² 足洗い場 平成20年RC造 防球ネット 建築年不明 樹木 多数 ビオトープ 平成20年 352 m ² 水深550mm程度 畑 平成20年 1,020 m ² 駐車場 平成24年 2,600 m ² 程度 (参考) 貸付範囲外の建物 幼稚園舎 平成5年RC造1階 883 m ² 木犀会館(同窓会館) 平成元年木造1階 32 m ²

3. 貸付等に係る条件

本事業敷地の貸付条件は「国立大学法人法第三十四条の二における土地等の貸付けにかかる文部科学大臣の認可基準について」（以下、「認可基準」という。）及び「国立大学法人宮崎大学固定資産貸付事務取扱細則」（以下「本学貸付細則」という。）による。

(1) 貸付方式

当該貸付けが建物の所有を目的とする場合においては、本事業敷地が本学の財産であり、将来、本学が自らの業務のために使用する予定があることなどを考慮して、原則、借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十三条に基づく事業用定期借地権の設定契約（以下「事業用定期借地権設定契約」という。）によるものとする。

(2) 定期借地期間等

本事業の契約期間は契約の締結日から25年後の応当日の前日まで（以下「定期借地期間」といい、定期借地期間のうち事業者が施設の整備のために事業敷地を占有して使用する時点から定期借地期間の終了日までを「貸付期間」という。）とし、定期借地期間には既存施設の除却期間、施設の建設期間、供用期間、貸付終了時の施設の除却期間を含む。事業者は、本事業敷地を6-2(1)及び(2)の範囲を除き更地で土地を返還することで定期借地契約及び本事業を終了する。

なお、事業用定期借地権設定契約は、公正証書によらなければならない。

(3) 貸付料の水準

事業者は本事業敷地に対する貸付料等（年額）を提案する（以下「提案貸付料」という。）ものとし、提案貸付料は以下で示す基準貸付料を上回る水準とする。本公募にあつては提案貸付料を定量評価の対象とする。また、6-1(2)に示す通行地役権料は提案貸付料に含むものとする。

$$\text{基準貸付料} = 1,200 \text{ (円/}\text{m}^2 \cdot \text{年)}$$

4. 契約上の主な特約

(1) 周辺環境への配慮

- ① 近隣住民に配慮した建物高さの設定や、本事業敷地を含む地区のにぎわいの創出及び良好な景観形成等の地区の継続的な価値向上に努めること。
 - ② 当該貸付対象地において建物の建設を行う際には、工事中の騒音・振動・粉塵の発生に一層の注意を払うこと。
 - ③ 建物完成後も、その管理・運営において万全の体制を整えること。
- (2) 本事業敷地の引渡しは「現況渡し（既存建物、既存工作物、既存樹木、既存ビオトープ有り）」とする。

5. 本事業で計画できない施設や用途について

- (1) 騒音、振動、粉塵、視覚的不快感、悪臭、電磁波又は危険物等を発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途に使用するもの。
- (2) 風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、深夜営業を主とする用途、公序良俗に反する用途その他国立大学法人の品位を損なうような用途に使用するもの。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの。
- (4) 用途地域で定められた建築物以外の建築物。
- (5) 当該貸付けが建物の所有を目的とする場合においては、事業用定期借地権を活用できない居住用の用途。
- (6) 上記のほか、その利用により公共性、公益性を損なうおそれがある用途に使用するもの。

6. 事業実施条件

6-1. 敷地の条件

(1) 事業敷地の範囲

提案にあたっては、本事業敷地の範囲を超えた提案や本事業敷地の一部のみの提案は原則として認めない。

(2) 事業敷地の車両進入について

本事業敷地の接道は北西の道路（幅員約4m）で確保済みである。ただし、近隣住民への配慮及び本事業敷地の利便性に配慮し、本学敷地内に通行地役権を別途設定することで、通常時の車両進入口及び出口は、船塚キャンパス南側の学園通り側に設定すること。

(3) 事業敷地の土地履歴調査結果等の概要

① 土壌等の汚染の可能性

本事業敷地については、令和3年1月に土壌汚染地歴調査を実施しており、全域で「土壌汚染のおそれがない土地」と判明している。

② 埋蔵文化財包蔵の可能性

本事業敷地については、宮大教育学部跡地遺跡（遺跡番号21-076）として埋蔵文化財包蔵地に指定されているが、平成29年8月に宮崎市教育委員会から協議終了の旨回答を得ている。

③ 既存施設のアスベスト等の含有の可能性

既存建物（便所・倉庫（平成20年建設））については、アスベスト調査を実施していない。屋根、軒天及び内装材にレベル3の可能性がある化粧スレート板及びケイ酸カルシウム板の使用が図面から確認できる。

(4) 埋設物及び土壌汚染等による建設障害等の対策費用の取扱い

(3)及び公募書類から合理的に推定される範囲での土壌汚染、支障埋設物（埋蔵文化財埋設物含む）、電波障害、既存施設のアスベスト等の建設障害（以下「建設障害等」という）の対策費用を事業者は負担するものとし、本学は対策費用や損害賠償、保証等の一切を負担しない。ただし、公募書類等から合理的に推測し得なかった建設障害等（電波障害除く）について、本事業の実施が困難になることが合理的に認められる場合、本学は対策等の費用負担について協議に応じる。

(5) 屋外設備の現況

本事業敷地内の屋外給水、ガス、消火管及び電力・通信設備等の現況は、参考資料1に示す。

6-2. 施設計画の条件

(1) 既存施設等の取扱い

既存施設の便所・倉庫及び防球ネット等については、事業者が、自身が提案する計画に基づき除却を行う。

ただし、本事業敷地北側及び西側の敷地境界フェンスと門扉は原則として残置することとし、撤去が必要となる計画の場合は協議による。なお、定期借地期間におけるこれらの敷地境界フェンスの維持管理は事業者が実施するものとする。

(2) 既存樹木等の取扱い

本事業敷地に存在する既存樹木及びビオトープは参考資料1及び参考資料5に示すとおりである。事業者が、自身が提案する施設や用途の計画に基づきこれらの移植、伐採、撤去（以下、撤去等）を行う。定期借地期間において既存樹木及びビオトープを残置した場合におけるこれらの維持管理は、事業者の責任と負担によりおこなう。なお、定期借地期間中に既存樹木及びビオトープの撤去等を行わなかった範囲について、貸付終了時に更地にする必要はない。

(3) 地区の価値向上にむけた取り組み

事業者は、本事業敷地を含む地区のにぎわいの創出や、良好な景観形成等の地区の継続的な価値向上に努めること。事業者が提案したエリアマネジメントの取り組みについて、本学に教育研究機関として果たせる役割があれば関与及び協力を検討するが、エリアマネジメントの取り組みに係る費用は原則事業者が全額負担する。

5. 貸付契約の更新等

貸付契約の更新は、法令の規定に基づき行うこととし、事業用定期借地権設定契約には更新制度はなく、引き続き貸付けを行う場合には、再契約となる。

6. 参加資格

本事業に参加を希望する個人、法人及び団体で、次の各号のすべての要件を満たしていること。

- (1) 国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てをしていない者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (3) 参加資格確認申請書等の提出期限から事業者を決定するまでの期間に文部科学省又は本学から指名停止を受けていない者であること。
- (4) その他以下のとおり
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は視点若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴対法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
 - ⑦ 定期借地権による事業の実績があること。もしくはPFIまたはPPP等を活用した官民連携事業の実績があること。
- (5) 公募に参加する者は、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、貸し付けた後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該貸付契約の解消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出すること。また、本学は、必要に応じて、当該土地等の所在地を管轄する宮崎県警察に、公募参加者が前項の要件を満たすか否か確認し、確認の結果、当該者が前項の要件に反する場合には契約を締結しない。

7. 参加資格の確認等

参加希望者は、参加資格を有することを証明するため、下記(3)に示す期間内に必要書類を提出し、本学から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出先

〒889-2192 宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地
国立大学法人宮崎大学施設環境部企画管理課●●●●●●
T E L : 0985-●●●-●●●●●● F A X : 0985-●●●-●●●●●●

(2) 提出書類

- ① 参加資格確認申請書(様式1)
- ② 事務連絡担当者等届(様式2)
- ③ 会社概要(任意様式)
- ④ 役員名簿(氏名、フリガナ、生年月日、性別、住所を明記すること)(任意様式)

※1 ご提出いただいた個人情報は、参加資格の確認の目的にのみ利用させていただきます。

※2 ご提出いただいた個人情報は、必要なセキュリティ対策を講じ、厳重に管理いたします。

※3 ご提出いただいた個人情報は、利用目的終了後、本学が責任をもって廃棄いたします。

(3) 受付期間

令和●●年●月●●日(●)13時まで。ただし、土日祝日を除く。

(4) 提出方法

持参又は郵送すること。

(5) 参加資格審査結果の通知

審査結果は令和●●年●月●●日(●)までに、書面により通知予定。

(6) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、次に従い書面(任意様式)によりその理由について説明を求めることができる。

- ① 提出先 上記(1)に同じ。
- ② 提出期限 令和●●年●月●●日(●) 17時まで。
- ③ 提出方法 上記(4)に同じ。
- ④ 回答 令和●●年●月●●日(●)までに、書面により回答する。

(7) 参加資格確認申請後の辞退について

参加資格確認申請書等の提出後に辞退する場合は、上記(1)まで連絡の上、速やかに辞退届(様式3)を提出すること。

8. 公募要領等に対する質疑

公募要領等に対する質問がある場合は、次に従い書面（任意様式）にて提出すること。

(1) 提出先

7. (1)に同じ。

(2) 提出期限

令和●●年●月●●日（●） 17 時まで。

ただし、土日祝日を除く 9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）

(3) 提出方法

書面（任意様式）を ●●●@of.miyazaki-u.ac.jp へ電子メールの添付ファイルで提出すること。

(4) 質疑に対する回答

令和●●年●月●●日（●）までに、質疑回答書を電子メールにて送付する。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出先

7. (1)に同じ。

(2) 提出書類

本事業の「企画提案の審査等」（別紙 2 参照）における評価の視点を踏まえた資料を作成し、次に掲げる資料を提出すること。

① 企画提案書（表紙：様式 4）

- ・組織体制図（様式自由）
- ・本事業敷地の活用計画（様式自由）
- ・事業の収益性・継続性がわかる具体的な数値が記載された収支計画（賃料を明記すること）（様式自由）

② 会社・法人の登記事項証明書（個人事業主の場合は開業届）

③ 財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書。個人事業主で財務諸表類を作成していない場合は、確定申告書とその添付書類（貸借対照表と損益計算書又は収支内訳書）の写し）

④ 定期借地権による事業の実績、もしくは P F I または P P P 等を活用した官民連携事業の実績が分かる資料

⑤ その他必要と思われる資料

(3) 受付期間

令和●●年●月●●日（●）から令和●●年●月●●日（●）まで

ただし、土日祝日を除く 9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）

(4) 企画提案書の作成要領

別紙 2「企画提案の審査等」に定める各評価項目に対する提案は必須とし、本公募要領等を満たす範囲で提案すること。

① 用紙サイズは A4 判縦、横書きとする。

② 紙媒体のものを 10 部、および電子データ 1 部を提出すること

- ③ 企画提案書の作成費用については、選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

(5) 提出方法

7. (4)に同じ。

10. 選定方法等

- (1) 船塚キャンパス土地有効活用委員会において、提出された書類をもとに書類選考を行い、企画提案者によるプレゼンテーションを審査のうえ、各委員の評価点を合計して最も高い得点の者を優先交渉権者として選定する。なお、プレゼンテーションの開催日時等の詳細については企画提案書等の提出以降、書面により各企画提案者に通知する。
- (2) 審査基準
別途定めた審査基準のとおり。
- (3) 選定結果の通知
令和●●年●月●●日（●）までにすべての提案者に選定結果を通知する。

11. 契約締結

- (1) 選定の結果、優先交渉権者と基本合意の締結を行い、企画提案書を元に契約条件を調整し、事業計画書を策定する。なお、賃料については事業計画書の内容を勘案して決定する。
- (2) 優先交渉権者が自らの責めに帰すべき事由により事業用定期借地権設定契約を締結しない場合は、本学は違約金として優先交渉権者が提出した建物の施設整備費相当額の100分の5に相当する金額を請求する。
- (3) 事業用定期借地権設定契約書は、公正証書により作成する。なお、作成費用、印紙代等は事業者の負担とする。

12. スケジュール

本事業の選定スケジュールは以下を予定しています。

日程	内容
令和●年●月●日～●月●●日	公募要領等の交付期間
令和●年●月●日～●月●●日	参加資格確認申請書の受付期間
令和●年●月●日	参加資格確認審査結果の通知
令和●年●月●日	公募要領等に対する質疑の受付締切
令和●年●月●日	公募要領等に対する質疑回答書の送付
令和●年●月●日～●月●●日	企画提案書の受付期間
令和●年●月●日	書類審査結果の送付（プレゼンテーションの通知）
令和●年●月●日前後	企画提案者のプレゼンテーション
令和●年●月●日	優先交渉権者の審査結果通知
令和●年●月上旬	基本合意の締結
令和●年●月中	事業用定期借地権設定契約の締結

(様式1)

参加資格確認申請書（案）

令和 年 月 日

国立大学法人宮崎大学
契約担当役 理事 殿

住 所
法人等名
代表者氏名

令和●●年●月●●日付で公告のありました宮崎大学船塚キャンパスの土地貸付についてに係る参加資格について確認されたく、必要書類を添えて申請します。

なお、この申請書に記載した事項及び次の誓約事項について、事実と相違ないことを誓約します。

貸し付けた後に誓約が虚偽であることが判明し、要件に反することとなった場合、当該貸付契約の解消をされても異議申し立てしません。

記

誓約事項

- (1) 国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てをしていない者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (3) 参加資格確認申請書等の提出期限から事業者を決定するまでの期間に文部科学省又は本学から指名停止を受けていない者であること。
- (4) その他以下のとおり
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は視点若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴対法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- ⑥ 暴力団又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- ⑦ 定期借地権による事業の実績があること。もしくはP F IまたはP P P等を活用した官民連携事業の実績があること。。

以上

(様式2)

事務連絡担当者等届 (案)

令和 年 月 日

国立大学法人宮崎大学
契約担当役 理事 殿

住 所
法人等名
代表者氏名

令和●●年●月●●日付で公告のありました宮崎大学船塚キャンパスの土地貸付につ
いてに係る事務連絡担当者について、下記のとおり届出します。

記

事務連絡担当者

- ① 氏名（ふりがな）：
- ② 電 話 番 号：
- ③ F A X 番 号：
- ④ メールアドレス：

※「④メールアドレス」は、担当者不在であっても内容が確認できるものにすること。

(様式3)

辞退届 (案)

令和 年 月 日

国立大学法人宮崎大学
契約担当役 理事 殿

住 所
法人等名
代表者氏名

令和●●年●月●●日付で公告のありました宮崎大学船塚キャンパスの土地貸付につ
いてについて、参加資格確認申請書を提出しましたが、都合により辞退します。

(様式 4)

企画提案書（案）

令和 年 月 日

国立大学法人宮崎大学
契約担当役 理事 殿

住 所
法人等名
代表者氏名

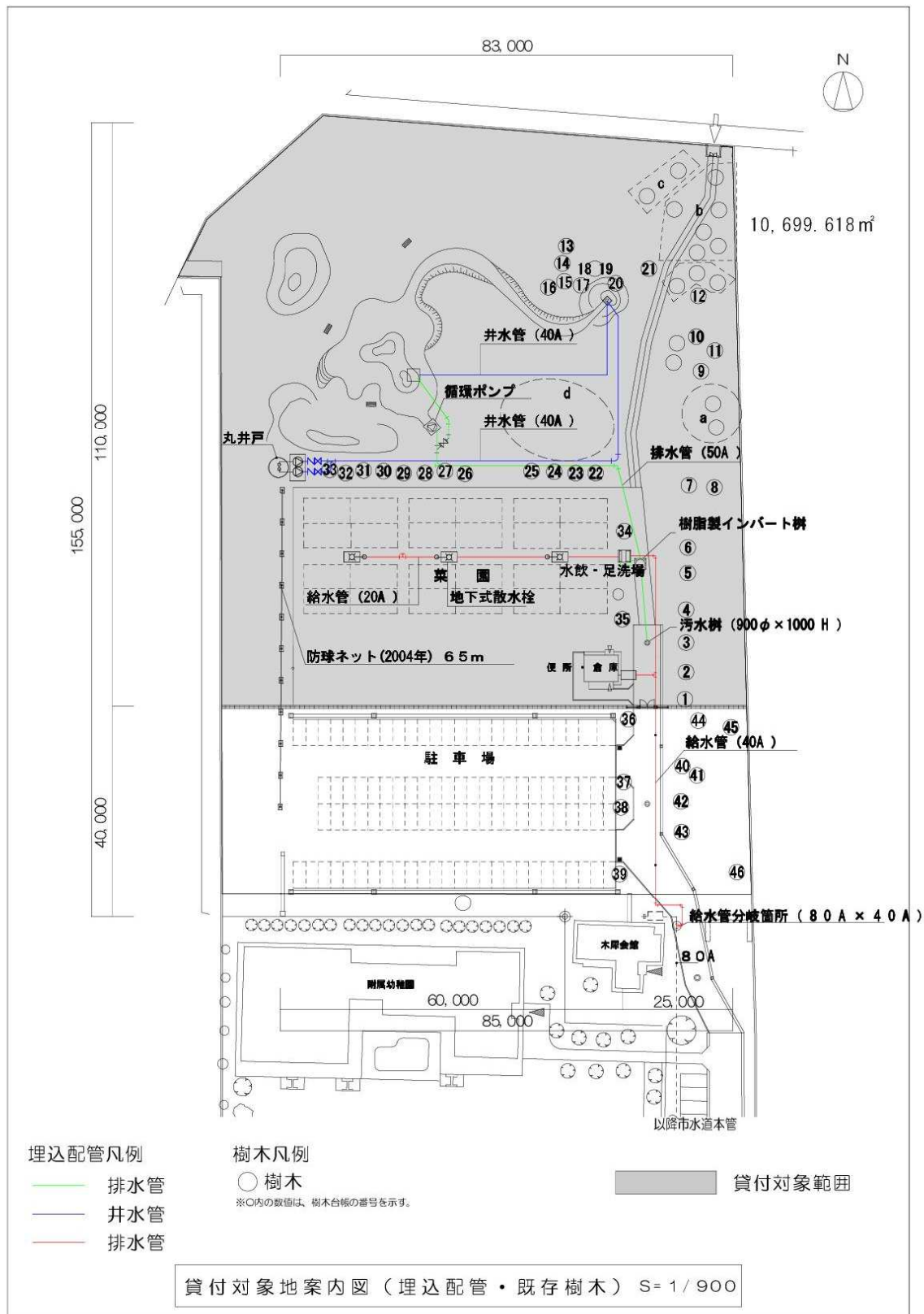
令和●●年●月●●日付で公告のありました下記事業について、別添のとおり提案資料 10 部を提出します。

記

事業名 宮崎大学船塚キャンパスの土地貸付について

案内図





審査基準等（案）

I. 企画提案の審査及び優先交渉権者の選定方法

船塚キャンパス土地有効活用委員会において、提出された書類をもとに書類選考を行い、企画提案者によるプレゼンテーションを審査のうえ、各委員の評価点を合計して最も高い得点の者を優先交渉権者として選定する。

II. 評価方法

次の2項目により評価を行う。(合計 120 点)

1. 事業計画に対する評価 (計 40 点)

評価項目	評価の視点	配点
① 事業者としての適格性	■ 事業実施に必要な組織体制、人員等が整っており、経営基盤が確立しているか。	10
② 計画の実現確度	■ 綿密かつ具体的に計画されており、高い実現確度が期待できるか。 評価のポイント 提案内容を実現するために必要な手続きやプロセス、解決すべき課題に対する方策等の的確性・具体性	10
③ 周辺環境への配慮	■ 近隣住民への配慮や地区の継続的な価値向上が期待できる計画であるか	10
④ 事業収支計画	■ 事業期間に亘って安定的に本事業を実施できるだけの事業収支が、緻密かつ合理的な根拠、経験、将来の見通しにより計画されているか。 ■ 本事業の開発に係る初期投資計画が合理的に見積られているとともに、それらの投資に必要な資金調達等の手段が具体的かつ確実な計画となっているか。	10

計 40

点

評価基準	○：満たしている	×：満たしていない
	10	0

2. 貸付料に対する評価 (計 80 点)

評価項目	評価基準	配点
提案貸付料	得点 = (提案貸付料 / 最高提案貸付料) × 80 点	80